

○きたひろしま都市型観光推進協議会設置要綱

平成26年3月28日

市長決裁

(設置)

第1条 本市が策定した北広島市観光基本計画に基づき、本市における観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な協議を行うため、きたひろしま都市型観光推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 北広島市
- (2) 北広島商工会
- (3) 一般社団法人北海道きたひろ観光協会
- (4) 市内の宿泊施設、店舗、ゴルフ場その他の観光施設を運営する者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応募した者から選考した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める者

(会議)

第3条 協議会の会議は、前条第1号から第4号までに掲げる団体等から選出された者及び同条第5号から第7号までに掲げる者(以下これらを「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 協議会の会議に、座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により選任する。
- 4 副座長は、構成員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 6 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、公開することが適当でないとき協議会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、経済部観光振興課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。